

ト思ヒマス

某君 此ハ仰々會費ヲ五十ホニ値上ラスルコトニ付ラ  
及計シナイカ只此ハ適宜時勅ニ之レテ断行スルト云フ  
希望ヲ申シ上ケテ置キマス

金政君 只今イロク討論モアリ賛成ノ方及計ノ方モイ  
ロク自論ヲ述ベラレタカ一級ニ値上ケニ付テハ一級ニ及計ノ  
意見ハナイ所思フ(右ル)事アリデ此際値上ケノコトニ  
可決シテ實行スルト云フコトハ保由スルト云フコトニシテハ如何  
ニスカ次勅大会ニカケルト云フコトニシテイノデアリマス

森長船水君 修正案デスカ修正案ノ提呈デスカ修正  
案ハ討論中デスカ右ニ歎ヒマス討論終結ノ動議  
カアリマスカ(討論終結ノ事)議案ハ即ケ會費値  
上ノ件ハ適宜時勅ニ断行スルト云フノ議案ノ極

スル所アリマス只今ノ修正意見ト一致シマスカウ  
之レハ撤回致シマスカ

金政君 ソウデスカ

會長鈴木君 原案ニアリマス通々會費ハ値上ラシ只時  
勅ノ内歎ハ次勅ノ大会ニ付テ審議スルト云フ

會長鈴木君 會費値上ケハ五十ホトスル  
田中君 一定時勅ヲ是ノル所ニ歎ヒシイ

(議場騒擾)

會長鈴木君 原案提案者ノ意見ハ仰々大会ニ付テ  
決定シ會費値上ケニ關シテハ万全ノ方法ヲ勅シシ  
ト云フデアリマス

森長船水君 適宜時勅ト云フデスカ會費ヲ五十ホニシテ適  
宜時勅ニ實行スル果ノ方法ニ適宜ト云フデスカ